原議保存期間	10年（令和13年３月31日まで）
有 効 期 間	一種（令和13年３月31日まで）

警視庁総務部長
各道府県警察の長　殿

警察庁丁給厚発第1246号
令和２年12月18日
警察庁長官官房給与厚生課長

重傷病給付金等の支給事務の手引について（通達）

犯罪被害給付制度における重傷病給付金等の支給事務については、「重傷病給付金等の支給事務の手引について（通達）」（平成30年３月30日付け警察庁丁給厚発第90号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、旧通達の各様式等における押印等を見直し、別添の「重傷病給付金等の支給事務の手引」を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添資料

重傷病給付金等の支給事務の手引

第１　重傷病給付金等の申請者への手続の教示

１　教示の必要性

重傷病給付金並びに犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合に遺族給付金に加算される犯罪被害者負担額及び休業加算額（以下「重傷病給付金等」という。）の算定のためには、申請者が医療機関及び雇用主等に対し、申請のために必要な書類の作成を依頼するなどの負担を強いられることとなる。

したがって、重傷病給付金等の裁定事務を円滑に進めるためには、申請者が制度について十分に理解していることが前提となるのであり、下記の教示の要点に配意しつつ申請者に対する説明を通じて、十分な教示を図るよう努められたい。

なお、重傷病給付金等の申請手続について適切に教示するための参考として、「重傷病給付金の申請の手引（申請者向け）」【別添１】を添付することとする。

２　教示の要点

(1)　趣旨

ア　重傷病給付金等は、犯罪行為による負傷又は疾病の療養のために要した医療費の全てを支給しようとするものではなく、３年間における保険診療による医療費の自己負担分に相当する額を支給するものであること。

イ　また、当該療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合には、アに一定の休業損害を考慮した額（休業加算額）を加算するものであること。

(2)　申請資格

以下の要領により申請することができるのは、日本国内（日本国外にある日本船舶又は日本航空機内を含む。）において、平成30年４月１日以後に行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）により、１月以上の加療期間を要し、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から３年を経過するまでの間に３日以上病院に入院することを要する負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状が３日以上労務に服することができない程度であったこと）を負った者であって、日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者であること。

なお、遺族給付金の申請ができるのは、日本国内において、平成30年４月１日以後に行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）により不慮の死を遂げた者の遺族であって、日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者であり、死亡前に犯罪被害者が療養を受けた場合については、加療期間等の要件は不要であること。

(3)　申請の除斥期間

犯罪行為により死亡若しくは重傷病を負ったことを知った日から２年を経過し

たとき、又は死亡若しくは重傷病を負った日から７年を経過したときは、申請をすることができないこと。

ただし、犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたなどやむを得ない理由によりその期間内に申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から６か月以内に限り申請をすることができること。

(4)　支給額

ア　重傷病給付金等の支給額は、基本的に犯罪被害者負担額（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から３年を経過するまでの間に、当該傷病の療養に要した費用の額から健康保険法等の規定による療養に関する給付の額を控除して得た額）であること。

イ　犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合における重傷病給付金等の額は、アに、休業加算額（犯罪被害者の収入日額から算定した休業加算基礎額に休業日の数（収入の全部又は一部を得ることができなかった日の第３日目まで等を除き、３年を限度とする。）を乗じた額（休業日に収入の一部を得た日が含まれる場合には、その収入の合計額を控除した額））を加算した額であること。

ウ　重傷病給付金等の額について、120万円の限度額があること。

エ　重傷病給付金等は、以下ⓐからⓔまでに例示するような法令（条例を含む。）の規定による療養に関する給付が行われるべき場合又はⓐ、ⓑ、ⓕ及びⓖに例示するような法令（条例を含む。）の規定による療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかったことを原因とする給付が行われるべき場合には、それらの給付の限度において支給されないこと。

ⓐ　労働者災害補償保険法による療養補償給付、休業補償給付等の災害補償関係法令による給付

ⓑ　自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付

ⓒ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付

ⓓ　独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費

ⓔ　地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付

ⓕ　健康保険法等の医療保険制度からの傷病手当金

ⓖ　地方公共団体の条例に基づいて行われる休業を原因とする給付

オ　重傷病給付金等は、加害者等から損害賠償がなされた場合には、その額の限度において支給されないこと。

カ　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第６条の規定による減額もあり得ること。

(5)　仮給付金

重傷病給付金についても仮給付金の支給がなされる場合があること。

第２　裁定事務上の留意事項

１　重傷病給付金等の支給対象であることの確認

(1)　重傷病給付金の支給対象であることの確認

重傷病給付金の支給対象であることは、次の点に配意して確認することとなる。

ア　重傷病を負ったことの確認

犯罪被害者から医師又は歯科医師の作成した傷病診断書【様式１－１、１－２】を提出させ、当該診断書により、負傷又は疾病の加療期間及び入院日数（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、加療１か月以上、かつ、その症状の程度が３日以上労務に服することができない程度であったこと）を確認し、犯罪被害者の負傷又は疾病が重傷病の要件を満たすものであるか否かを確認する。

ここで、犯罪行為による負傷又は疾病以外の負傷又は疾病（以下「私病」という。）についても同時に療養を受けている場合には、犯罪行為による負傷又は疾病に限ってそれが重傷病の要件を満たしているか否かを判断しなければならないことから、医師又は歯科医師の作成した診断書が犯罪行為による負傷又は疾病のみについての診断書であることを十分確認する。

＊　【様式１－１】は身体疾患用、【様式１－２】は精神疾患用に作成したものである。

なお、【様式１－２】を犯罪被害者に交付する際には、二次的被害を与えることのないよう特段の配意をされたい。

イ　犯罪行為を原因とすることの確認

犯罪行為による被害の発生状況と傷病の状態とを比較検討することにより、犯罪行為と重傷病との因果関係について確認する。

(2)　遺族給付金（犯罪被害者負担額及び休業加算額に係る部分に限る。）の支給対象であることの確認

遺族給付金（犯罪被害者負担額及び休業加算額に係る部分に限る。）の支給対象であることは、死亡診断書（死体検案書）により、死亡前の傷病の経過が明らかになることから、死亡前に療養を受けたこと及び傷病と犯罪行為との因果関係について確認する。

２　犯罪被害者負担額の算出方法

犯罪被害者負担額の算出方法は、実施要領中「第８　犯罪被害者負担額」に定めるとおりであるが、より具体的な手続については次の手順のとおりである。

(1)　医療費領収書等による自己負担額の算出

ア　医療費領収書等による保険診療の自己負担額の算出

犯罪被害者から療養を受けた医療機関が作成した医療費領収書【様式２】の提出を受け、当該領収書上の「保険診療費」のうち「患者負担額(①)」と「入院時食事療養費標準負担額(②)」を合計して当該犯罪被害者が負傷又は疾病の療養のために医療機関で自己負担した額を算出する。

また、犯罪被害者が私病についての療養を同時に受けた場合には、その私病分の医療費を除いた額(③)と②を合計して当該犯罪被害者が医療機関で自己負担した額を算出する。

なお、医療費領収書は、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から３年を経過するまでの間に限定して歴月毎に作成することとし、入院療養が犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から３年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の医療費の正確な額を算出することが困難である場合には、当該入院療養費に、最終月の当該３年内における当該入院療養に係る入院日数を最終月の当該入院療養に係る入院日数で除して得た割合を乗じて得た額を最終月の当該３年内における当該入院療養分の医療費とする。

イ　療養費等の支給状況調査票による保険診療の自己負担額の算出

犯罪被害者が現物給付ではなく償還払いにより保険給付を受ける場合については、犯罪被害者から療養費等支給状況調査票【様式３】（犯罪被害者が自己に係る保険者に確認して作成するもの。）の提出を受け、当該調査票上の「医療費(④)」から「支給額(⑤)」を控除して得た額を合計して当該犯罪被害者に係る保険診療の自己負担額を算出する。

なお、当該調査票についても犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から３年を経過するまでの間に限定して作成することとし、最終月の入院療養分の医療費についてはアの扱いと同様とする。

(2)　高額療養費等の支給額の算出

ア　高額療養費等（医療保険による高額療養費及び介護保険による高額介護サービス費等をいう。）

犯罪被害者から高額療養費等支給状況調査票【様式４】（犯罪被害者が自己に係る保険者に確認して作成するもの。）の提出を受け、当該調査票上の「高額療養費等支給額(⑥)」に、「うち犯罪被害者に係る自己負担額(⑦)」を「高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額(⑧)」で除して得た割合を乗じて得た額を合計して当該犯罪被害者に対する高額療養費等の支給額を算出する。

また、犯罪被害者が私病についての療養を同時に受けた場合には、⑥に、医療費領収書のうち①が21,000円以上のものの③を合計した額を⑧で除して得た割合を乗じて得た額を合計して算出する。

さらに、犯罪被害者が傷病から３年を経過して療養を受けた場合の最終月の犯罪被害者に対する高額療養費等の支給額は、⑥に、医療費領収書のうち①が21,000円以上のものの①（③の額が記入されている場合には③）を合計した額を⑧で除して得た割合を乗じて算出する。

なお、医療費領収書のうち①が21,000円を下回る場合であっても、当該領収書に係るその月の患者負担額（当該領収書を発行した医療機関に確認する。）が21,000円以上である場合には、当該領収書上の①（③）も上記合計額に合算する。

イ　付加給付

保険者からの当該犯罪被害者に対する付加給付の支給額については、「付加給付支給額(⑨)」に「うち犯罪被害者に係る自己負担額(⑩)」を「付加給付額算出のために対象となる自己負担額(⑪)」で除して得た割合を乗じて得た額とする。

また、犯罪被害者が私病についての療養を同時に受けた場合には、⑨に、医療費領収書のうち①が犯罪被害者の加入する医療保険に係る保険者の付加給付の支給基準に照らして支給額算出のために対象となるものの③を合計した額を⑪で除して得た割合を乗じて得た額を合計して算出する。

さらに、犯罪被害者が犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から３年を経過して療養を受けた場合の最終月の犯罪被害者に対する付加給付の支給額は、⑨に、医療費領収書のうち①が犯罪被害者の加入する医療保険に係る保険者の付加給付の支給基準に照らして支給額算出のために対象となるものの①（③の額が記入されている場合には③）を合計した額を⑪で除して得た割合を乗じて算出する。

なお、医療費領収書のうち①が犯罪被害者の加入する医療保険に係る保険者の付加給付の支給基準に照らして支給額算出のために対象とならない場合であっても、当該領収書に係るその月の患者負担額（当該領収書を発行した医療機関に確認する。）が当該支給基準に照らして支給額算出のために対象となる場合には、当該領収書上の①（③）も上記合計額に合算する。

(3)　犯罪被害者負担額の算出

犯罪被害者負担額は、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から３年を経過するまでの間における(1)により得られる額から(2)により得られる額を控除して算出する。

(4)　医療保険から給付を受けることができない場合の犯罪被害者負担額の算出

犯罪被害者が医療保険（後期高齢者医療及び介護保険を含む。）から療養に関する給付を受けることができない場合には、犯罪被害者から療養を受けた医療機関が作成した医療費領収書【様式５】の提出を受け、当該領収書上の「医療費(⑫)」を合計して算出する。ただし、歴月で１月当たり上限月額（原則として80,100円であるが、当該療養のあった月以前の12月以内に、１月当たりの療養のそれぞれに現に要した費用の額を合計した額が上限月額を超える月（当該療養のあった月を除く。）が３月以上ある場合にあっては、当該療養のあった月の上限月額は、44,000円）を超える場合には、当該月の１月当たりの犯罪被害者負担額は、上限月額として合計して算出する。

３　休業加算額の算出方法

休業加算額の算出方法は、実施要領中「第９　休業加算額」に定めるとおりであるが、より具体的な手続については次の手順のとおりである。

(1)　休業加算基礎額の算出

休業加算基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（以下、「収入日額」という。）を基に算定し、これに100分の48を乗じた額とする。ただし、その額が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第３に定める最高額を超え、又は最低額に満たないときは、それぞれ、その最高額又は最低額とする。収入日額の具体的な算定方法については、次のとおりである。

ア　犯罪被害者が労働基準法第９条の労働者である場合

(ｱ)　犯罪被害者が労働基準法第９条の労働者として賃金収入を得ていた場合の収入日額は、同法第12条に規定する平均賃金の例により算定することとなる。したがって、原則として、これを算定すべき事由が発生した日以前３か月間に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額となるが、賃金締切日がある場合には、直前の賃金締切日以前３か月間となる。

(ｲ)　算定期間中にａからｅまでに該当する期間がある場合には、当該期間の日数及び賃金額を控除して計算することとなる。

ａ　業務上の負傷・疾病による療養のための休業期間

ｂ　産前産後の休業期間

ｃ　使用者の責めに帰すべき事由による休業期間

ｄ　育児休業及び介護休業期間

ｅ　試用期間

(ｳ)　賃金の総額には、原則として、算定期間中に支払われる賃金全てが含まれるが、次の賃金は除外される。

ａ　臨時に支払われた賃金

ｂ　３か月を超える期間ごとに支払われる賃金

ｃ　法令又は労働協約の定めに基づいて支払われる以外の実物給与

(ｴ)　日給制、時給制、請負給制の場合には、算定期間中の賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の100分の60を最低保障額とすることとされているので留意されたい。ただし、月給制の常用労働者の場合であっても、時間外、深夜、休日労働等を行う場合には、時間によって決められた賃金が生じるため、最低保障の算定方法が働き得る余地があることに留意されたい。

(ｵ)　上記のような方法によって平均賃金を計算することができない場合又は算定される平均賃金が著しく不適当な場合については、労働基準法施行規則、厚生労働大臣告示及び関係通達によって多岐にわたる算定方法が示されているところであるので、当該事案における犯罪被害者ごとに該当する計算方法の例により各個に算定する。

イ　労働基準法第９条の労働者以外の者である場合

(ｱ)　令第５条に定める「その他の者」には、

ａ　労働基準法第９条の労働者以外の者として勤労に基づく収入を得ていた者

ｂ　ａの場合と労働基準法第９条の労働者として賃金収入を得ていた場合とが併存する者

が含まれる。

(ｲ)　この場合の収入日額の算定期間は、犯罪行為が行われた日以前１年間であり、(ｱ)ａの場合には当該期間の収入の額を、(ｱ)ｂの場合は当該期間に(ｱ)ａとして得ていた収入の額に労働基準法第12条の平均賃金の例により都道府県公安委員会が定める額に当該賃金収入を得ていた期間の日数を乗じて得た額を合算した額を、算定期間の暦日数で除して得た額を収入日額とする。

ウ　休業加算基礎額の算定に係る調査等

(ｱ)　労働基準法第９条の労働者に該当する場合の収入日額の算定に当たっては、犯罪被害者等から給与証明書、給与所得の源泉徴収票等の提出を受けるとともに、事業主に対して賃金台帳の提出等を求める。

(ｲ)　労働基準法第９条の労働者以外の者に該当する場合の収入額の算定にあっては、犯罪被害者等から犯罪被害を受けた年の前年の所得税の確定申告書の写しや市民税、県民税の特別税徴収額の徴収通知書等、収入額を疎明できる資料の提出を受けること。

(2)　休業日の数の算定

ア　休業日の数

休業日の数は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日（負傷し、又は疾病にかかった日から起算して３年を経過するまでの間に限る。）のうち、次のａからｉまでの日を除いた数とする。

ａ　休業加算基礎額を超える収入を得た日

ｂ　当該収入の全部又は一部を得ることができなかった日の第３日目までの日

ｃ　懲役、禁固又は拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置をされていた日

ｄ　被留置受刑者として留置施設に留置をされていた日

ｅ　死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされていた日

ｆ　労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされていた日

ｇ　法廷等の秩序維持に関する法律第２条第１項の規定による監置の裁判の執行のため留置場（留置の裁判執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされていた日

ｈ　少年法第24条第１項第２号又は第３号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ、収容をされていた日

ｉ　売春防止法第17条第１項の規定による補導処分として婦人補導院に収容をされていた日

イ　休業日の数の算定方法

休業日の数の算定に当たっては、医師又は歯科医師の作成した傷病診断書【様式１－１、１－２】により負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかった期間を確認するとともに、犯罪被害者等から勤労の状況に係る証明書【様式６】等の提出を受け、従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日の数を確認することとするが、仮に両者の認定に齟齬が生じた場合には、これらに共通して重なる日を基準とする。

また、年俸制、月給制等の場合で、当該療養に係る期間の収入が減少したものの、減少の原因となった日が特定できない場合には、当該減少額を収入日額で除した商を収入の全部を得ることができなかった日の数とし、剰余がある場合には、当該剰余を部分休業日（１日）に得た収入の額とする。なお、収入の減少額については、給与証明書や給与所得の源泉徴収票、賃金台帳、所得税の

確定申告書の写し等から確認することとし、休業日の数を認定できる資料が全く得られない場合にあっては、休業日の数を「０」とする。

(3)　休業加算額の算出方法

療養のため勤労ができなかった日がある場合における加算額は、上記(1)により算出した休業加算基礎額に(2)で算出した休業日の数を乗じた額とする。

なお、犯罪被害者が無職である場合や年金生活者、金利生活者等である場合で、休業による収入の減少が認められない者については、休業加算額を加算しない。

(4)　部分休業日がある場合の取扱い

部分休業日とは、(2)の休業日のうち、当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日である。休業日に部分休業日が含まれる場合には、(3)により算出した額から、各部分休業日において得た収入の額を合算した額を控除した額を休業加算額とする。

４　重傷病給付金等の限度額

犯罪被害者負担額と休業加算額を合算した額が120万円を超える場合における重傷病給付金等の額は、120万円とする。

５　他の法令による給付等との調整方法

第１－２(4)で記述したとおり、他の法令（条例を含む。）の規定による療養に関する給付又は療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかったことを原因とする給付が行われるべき場合には、それらの給付の限度において重傷病給付金等は支給されないこととなる。したがって、そうした給付等が行われるか否かについて医療機関や犯罪被害者等に対して確認するとともに、犯罪行為による被害の状況や勤労の形態等から当該給付等が想定される場合には、都道府県その他の関係機関に対して当該給付等の支給の有無につき確認することとする。

また、災害補償関係法令の規定による療養（補償）給付等は、療養に要した費用の全額を補償しようとする制度であり、それ以外の公費負担医療による給付等は保険診療による医療費の自己負担分を支給しようとするものであることから、通常は、他の法令の規定による療養に関する給付が行われるべき場合には、重傷病給付金は支給されないこととなる。

第３　関係機関との連携

重傷病給付金等の給付期間の延長に伴い、従来以上に医療機関、社会保険事務所等関係機関や事業所等との連携が必要となることから、当該関係機関等との協力関係を一層強化すること。

様式　１－１

傷病診断書

氏　　名		男 ・ 女
生年月日	年　　月　　日（　　歳）	
住　　所		
受傷日(※1)	年　　月　　日	
治ゆ日又は症状固定日及び現在の状態(※2)	年　　月　　日 現在の状態 治　ゆ 継　続 転　医 中　止 死　亡	
入院治療期間	自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日 （　　日間）	
傷病の状態	傷病名及びその症状の経過及び治療の内容を記入してください。 負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかったと認められる期間 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで	

上記のとおり診断します。

診断日　　年　　月　　日

作成日　　年　　月　　日

所　在　地

医療機関名

医 師 氏 名

※１　「受傷日」は発病した日を含みます。

※２　治ゆ日又は症状固定日における状態に○をつけ、受傷日から３年を経過して症状固定の見込みがない場合は、「継続」に○をつけてください。

（注）この傷病診断書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。
なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

様式　１－２

傷病診断書

氏　　名		男　・　女
生年月日	年　　月　　日　（　　歳）	
住　　所		
受傷日(※1)	年　　月　　日	
治ゆ日又は症状固定日及び現在の状態(※2)	年　　月　　日	現在の状態 治　ゆ 継　続 転　医 中　止 死　亡
治療期間	自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日 （　　日間、うち入院期間　　日間）	
病　　名	○　ＩＣＤ－１０　Ｆ＿＿・＿　　○　ＩＣＤ－１０　Ｆ＿＿・＿	
傷病の状態	Ⅰ　主な症状（該当するものの□を■にする。） □１被害の侵入的想起（フラッシュバック等）　□２被害を想起させる刺激の回避 □３離人感・疎隔感　□４感情の範囲の縮小　□５過覚醒（驚愕、過度の警戒心等） □６抑うつ気分　□７意欲低下　□８全般性不安　□９恐怖症 □10パニック発作　□11不眠　□12食欲低下 □13身体化症状（動悸、呼吸困難、消化器症状、慢性疼痛等） □14その他（　　） Ⅱ　治療と経過（傷病の発症原因（３日以上労務に服することができない事情がある場合には、その事情も含める。）） Ⅲ　生活・社会機能障害の程度（該当するものの□を■にする。） □１家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上（就労、学業等）困難がある。 □２家庭内での単純な日常生活はできるが、時に援助が必要である。 □３日常生活における身の回りのことにも多くの援助が必要である。 □４身の回りのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。 Ⅳ　療養のため勤労することができなかったと認められる期間 年　月　日から　　年　月　日まで	

上記のとおり診断します。

診断日　　年　　月　　日

作成日　　年　　月　　日

所　在　地

医療機関名

医 師 氏 名

※１　「受傷日」は発病（発症）した日を含みます。

※２　治ゆ日又は症状固定日における状態に○をつけ、受傷日から３年を経過して症状固定の見込みがない場合は、「継続」に○をつけてください。

（注）この傷病診断書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。
なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

様式　2

医療費領収書

（患者の氏名）

殿

1　保険診療費

保険給付額	患者負担額	合　　計
円 （　　円）	①　　円 （　③　　円）	円 （　　円）

入院時食事療養費標準負担額　　②　　円

内訳
1回当たりの
標準負担額　　円×食事回数　　回

2　診療年月日　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで　　日分

上記のとおり領収しました。

年　　月　　日

所　在　地
医療機関名
医 師 氏 名

※　①：保険診療についての保険給付額及び患者負担額
②：入院時に保険診療による食事療法を行った場合の患者負担額（標準負担額）
③：①の額から私病分の額を除いた額
を記載してください。

※　本領収書は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。保険外の医療費は含めないでください。

※　本領収書は、レセプト単位で、歴月毎に作成してください。ただし、負傷又は疾病から３年を経過するまでの間について作成してください。

※　薬剤費の一部負担金は、保険給付費の患者負担額の中に含めてください。

※　保険診療費欄の括弧書きには、患者が犯罪行為以外を原因とする負傷又は疾病（私病）についての治療を同時に受けた場合に、その私病分の医療費を除いた額を記入してください。

※　入院療養が負傷又は疾病から３年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の医療費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該３年内の入院日数の割合で按分計算してください。

（なお、上記の内容が分かるものであれば、領収書の様式は問いません。）

様式　３

保険者等の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

療養費等支給状況調査票

犯罪被害者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被保険者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　療養費等の支給の有無
年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に、犯罪被害者が受けた医療について療養費等の支給の有無
ア　支給済み（支給手続中を含む）　　イ　支給なし

（以下、１でアに○印を付けた場合に記入してください。）
２　療養費等の支給対象となった年月等について
療養費等の支給対象となった年月（上記期間に限る。）、その額及びその算出内訳を記入してください。

該当月	支給額	療養費等算出内訳
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)＿＿④＿＿円×(支給率)＿＿／１０

（14月目以降は継続用紙を使用）

※　本調査票は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。
※　１の期間は、負傷又は疾病から３年を経過するまでの間に限定してください。
※　入院療養が負傷又は疾病から３年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の療養費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該３年内の入院日数の割合で按分計算してください。

療養費等の支給がない場合は、この調査票への記入の必要はありません。

（次頁に継続用紙）

様式３　継続用紙

該当月	支給額	療養費等算出内訳
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０

様式　4

保険者等の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

高額療養費等支給状況調査票

犯罪被害者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被保険者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　高額療養費等

(1)　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に、犯罪被害者が受けた医療について高額療養費等の支給の有無

ア　支給要件を満たしている月がある。　　イ　支給要件を満たしていない。

（以下、(1)でアに○印を付けた場合に記入してください。）

(2)　高額療養費等の支給対象となった年月等について

高額療養費等の支給対象となった年月（上記期間に限る。）、その額、高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算である場合はその額）及びそのうちの犯罪被害者に係る自己負担額を記入してください。

該当月	高額療養費等支給額	高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算であればその額）	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円

（14月目以降は継続用紙Ａを使用）

（次頁に継続用紙Ａ）

様式４　継続用紙Ａ

該当月	高額療養費等支給額	高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算であればその額）	うち犯罪被害者に係る自己負担
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円

２　付加給付

(1)　上記期間に犯罪被害者が受けた医療について付加給付の支給の有無

ア　支給要件を満たしている月がある。　　イ　支給要件を満たしていない。

（以下、(1)でアに〇印を付けた場合に記入してください。）

(2)　付加給付の支給対象となった年月等について

上記期間において付加給付の支給はありますか。有りの場合には、付加給付を支給する年月、その額、付加給付額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算である場合はその額）及びそのうちの犯罪被害者に係る自己負担額を記入してください。

該当月	付加給付支給額	付加給付額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算であればその額）	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円

（14月目以降は継続用紙Ｂを使用）

※　本調査票は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。

※　１の期間は、負傷又は疾病から３年を経過するまでの間に限定してください。

※　「高額療養費等」とは、医療保険における高額療養費と介護保険における高額介護サービス費等をいいます。

※　「高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額」及び「付加給付額算出のために対象となる自己負担額」とは、高額療養費等又は付加給付の支給額算出に当たって考慮する自己負担額を記入してください。

※　付加給付が支給される場合には、付加給付の支給基準を定めた規約等の該当部分の写しを添付してください。

（次頁に継続用紙Ｂ）

様式４　継続用紙Ｂ

該当月	付加給付支給額	付加給付額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算であればその額）	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円

様式　５

医療費領収書

（患者の氏名）

殿

１　医療費

⑫　　円

２　診療年月日　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで　　日分

上記のとおり領収しました。

年　　月　　日

所　在　地

医療機関名

医 師 氏 名

※　本領収書は、医療保険を利用できない方が犯罪被害者等給付金の申請のために使用するものです。

※　本領収書は、歴月毎に作成してください。ただし、負傷又は疾病から３年を経過するまでの間について作成してください。

※　医療費は、医療保険が適用される範囲の医療に限定して、その医療に現に要した費用の額（医療保険の診療報酬の額に限定されません。）のみを記入するようにしてください。

※　医療費欄は、患者が犯罪行為以外を原因とする負傷又は疾病（私病）についての治療を同時に受けた場合には、その私病分の医療費を除いた額を記入してください。

※　入院療養が負傷又は疾病から３年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の医療費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該３年内の入院日数の割合で按分計算してください。

（なお、上記の内容が分かるものであれば、領収書の様式は問いません。）

様式　6

勤労の状況に係る証明書

①犯罪被害者	氏　名（フリガナ）	
	生年月日	年　　月　　日
	住　所	
	職種・役職	
休業の状況	②負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかった期間 年　　月　　日　から　　年　　月　　日	
	③②のうち従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日数　　日 （内訳　全部休業日　　日 部分休業日（※）　　日）	

④部分休業日及び当該日に得た額	部分休業日	得た収入額	部分休業日	得た収入額
	年　月　日	円	年　月　日	円
	年　月　日	円	年　月　日	円
	年　月　日	円	年　月　日	円
	年　月　日	円	年　月　日	円
	年　月　日	円	年　月　日	円
	年　月　日	円	年　月　日	円
	年　月　日	円	年　月　日	円

①の者については、②から④に記載したとおりであることを証明します。

年　　月　　日

所　在　地
電　　話
商号又は名称
代表者氏名

※　「部分休業日」とは、休業日のうち当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日をいいます。このような日がある場合には、③に日数を記入するとともに、④の欄に当該年月日及び当該部分休業日に犯罪被害者が得ていた収入の額を記入してください。

（注）この勤労の状況に係る証明書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。なお、上記の内容が分かるものであれば、証明書の様式は問いません。

【別添１】

重傷病給付金の申請の手引（申請者向け）
【平成30年４月１日以後に行われた犯罪行為による被害について】

はじめに

この手引は、基本的に重傷病給付金の支給の手続を説明することとしていますが、遺族給付金についても、犯罪行為による負傷又は疾病について犯罪被害者が死亡前に療養を受けた場合には、遺族給付金に加えて、保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額及び当該療養による休業を原因とした損害を考慮した額を３年を限度として合わせて支給することとされておりますので、遺族給付金として死亡前に療養を受けた場合の加算額を申請する必要がある場合にも、本手引を参考としてください。

１　重傷病給付金を申請することができる方

日本国内（日本国外にある日本船舶又は日本航空機内を含む。）において、平成30年４月１日以後に行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）により、１か月以上の加療期間を要し、負傷し、又は疾病にかかった日から３年を経過するまでの期間中に３日以上病院に入院することを要する負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が３日以上労務に服することができない程度であったこと）を負った方であって、日本国籍を有する方又は日本国内に住所を有する方が重傷病給付金を申請することができます。

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において日本国内に住所を有していた外国人の方についても支給の対象となります。

２　申請の手続

重傷病給付金の支給の申請をしようとする方は、「重傷病給付金支給裁定申請書」に必要事項を記入の上、診断書等を添えて、警察本部又は最寄りの警察署に提出してください。

●　申請時期

重傷病の要件（加療１月以上かつ入院３日以上を要する負傷又は疾病（ＰＴＳＤ等の精神疾患については、加療１月以上かつその症状の程度が３日以上労務に服することができない程度の疾病）であること）を満たしたときに申請してください。

●　申請期限

犯罪行為により重傷病を負ったことを知った日から２年を経過したとき、又は重傷病を負った日から７年を経過したときは、申請をすることができません。

ただし、犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたなどのやむを得ない理由により申請期間内に申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から６か月以内に限り、申請をすることができます。

●　提出書類題名

①　重傷病給付金支給裁定申請書(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則様式第２号で定められております。)
②　傷病診断書（様式１－１、１－２）

③　医療費領収書（様式２）
※④　療養費等支給状況調査票（様式３）
⑤　高額療養費等支給状況調査票（様式４）
※⑥　医療費領収書（様式５）
※⑦　勤労の状況に係る証明書（様式６）

（注１）　②から⑦については、必要な内容が分かるものであれば、様式は問いません。
（注２）　※は、提出の必要がある方のみ提出するものです。
（注３）　②は、医療を受けた病院等で作成を受けてください。
（注４）　③は、保険診療による医療費の自己負担部分を明らかにするために必要です。①の「犯罪被害者負担額」欄を算出するのに必要な領収書は全て添付してください。

ただし、申請時、加療を継続しており、かつ、犯罪行為により負傷又は疾病にかかった日から３年を経過していない場合には申請時点で提出可能な③を提出すれば足ります。

（注５）　④は、以下 a から c に示すように、やむを得ず保険診療を受けることができなかった方等が提出する書類です。保険者から療養費等（後期高齢者医療の医療費と介護保険の償還払いを含みます。）の支給の手続をとり、支給額等を確認した上で作成してください。

a　旅行中で被保険者証を持っていないときに犯罪に遭った方
b　健康保険の資格取得届の手続中に犯罪に遭った方
c　犯罪被害を受け、保険医療機関でない病院に差し当たって搬送され、療養を受けた方

（注６）　⑤は保険者からの高額療養費等（高額介護サービス費等を含みます。）や付加給付の支給の有無等を確認するためのものです。自分の加入する医療保険等の保険者（健康保険組合等）に確認した上で作成してください。
（注７）　重傷病給付金として支給される犯罪被害者負担額は、保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額（受傷後３年分に限ります。）を一時金として支給するものです。したがって、その支給を受けようとされる方は保険診療を受けるようにしてください。

保険診療を受けることができない方（日本国籍を有する海外からの一時帰国者等）は、別途の手続をとる必要があります。①と②に加えて⑥を提出するようにしてください。

（注８）　⑦は、療養のため、従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日があった方が提出する書類です。勤労ができなかったために、収入の全部又は一部を得られなかった日数等について雇用者等の証明を受けて作成してください。
（注９）　遺族給付金として、犯罪被害者の死亡前の療養についての３年間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額及び勤労ができなかった場合の休業損害を考慮した額を合わせて申請する場合には、①の代わりに遺族給付金支給裁定申請書（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に

関する法律施行規則様式第１号で定められております。）を、②の代わりに死亡診断書又は死体検案書を提出することとなりますが、その他の提出書類については重傷病給付金の場合と同じです。

３　重傷病給付金の支給額

重傷病給付金は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（犯罪行為により負傷、又は疾病にかかった日から３年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）と休業加算額（療養により休業を余儀なくされた場合の休業損害を考慮した額を合算した額）を支給するものです。保険診療外の医療費は支給の対象となりません。このため、診断書等の交付に伴う文書料、差額ベッド代（特別室利用料）等は含まれません。医療保険制度（後期高齢者医療制度及び介護保険制度を含む。）を利用できる場合には、保険診療を受けるようにしてください。また、他の法令による療養に関する給付又は従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかったことを原因とする給付が行われる場合には、その給付の限度において支給されません。

なお、犯罪被害者の死亡前の療養について遺族給付金として合わせて支給される額とは、この犯罪被害者負担額と休業加算額の合計額と同じです。

●　保険診療による医療費の自己負担部分

保険診療による医療費の自己負担部分とは、療養に要した費用（※１）の額から、医療保険等による給付の額を差し引いて得られる額です。

例えば、健康保険の加入者の家族（被扶養者）が犯罪被害に遭い、入院して保険診療を受けたときは、医療費の３割を自己負担額として医療機関へ支払いますが、この３割が保険診療による医療費の自己負担部分です。

また、この自己負担部分とは、最終的な自己負担額をいうので、自己負担額が高額に達した場合に医療保険等から給付される高額療養費（※２）や保険者から給付される付加給付（※３）が支給されるべき場合には、それらの支給されるべき額を差し引いて残った自己負担額に相当する額が、保険診療による医療費の自己負担部分となります。

※１　この療養に要した費用の額は、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定して得られる額です。

※２　同一月内において、健康保険の加入者本人（被保険者）やその家族（被扶養者）の支払った自己負担額を合算した額が一定額を超えているときは、その自己負担額が一定限度に抑制されるように医療保険から支給されるものです。

また、介護保険においては、自己負担額を合算した額が一定額を超えているときは、その超えている部分について高額介護サービス費等が支給されます。

※３　医療保険制度においては、保険者が、法律で給付内容が定められている保険給付とは別に、その給付に併せて一定の給付をすることができることが法律で規定されています。その給付を行うか否か、また、その給付内容については、保険者ごとに異なります。したがって、申請者は、その給付の内容等（支給基

準、支給金額等）について、保険者に確認する必要があります。

● 犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から３年を経過するまでの間

犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して３年後の応答日の前日が終了するまでの間のことです。

【３年を経過するまでの間の例】

令和２年７月１日に犯罪に遭い、負傷し、又は疾病にかかった場合には、３年を経過するまでの間とは、令和５年６月30日午後12時までの間のことです。

● 休業加算額

療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合の休業加算額とは、犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を基礎に算定した休業加算基礎額に休業日数（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から３年を経過するまでの間に限り、休業の第３日目までの日等を除きます。）を乗じて算出した額です。なお、休業日に収入の一部を得た日（部分休業日）が含まれる場合は、そのような日に得た収入の合計額を差し引いた額となります。

● 他の法令による給付等との調整

重傷病給付金等は、以下ⓐからⓔまでに例示するような法令（条例を含む。）の規定による療養に関する給付が行われるべき場合又はⓐ、ⓑ、ⓕ及びⓖに例示するような法令（条例を含む。）の規定による療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかったことを原因とする給付が行われるべき場合には、それらの給付の限度において支給されませんので、その額は差し引かれます。加害者から損害賠償がなされた場合にも、その額の限度において支給されません。

ⓐ 労働者災害補償保険法による療養補償給付、休業補償給付等の災害補償関係法令による給付

ⓑ 自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付

ⓒ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付

ⓓ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費

ⓔ 地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付

ⓕ 健康保険法等の医療保険制度からの傷病手当金

ⓖ 地方公共団体の条例に基づいて行われる休業を原因とする給付

４ 犯罪被害者負担額の算出手続

医療費に係る犯罪被害者負担額の基本的な計算の手順を説明します。次の手順を参考にして算出してください。なお、算出が難しいときは、最寄りの警察署か警察本部にお問い合わせください。また、休業加算額は、申請者の方が算出する必要はありません。

(1) 様式２の①と②を合計してください。（③が記入されているときは、③と②を合計してください。）

↓

(2)　高額療養費等が支給される場合には、様式４の⑥に、⑦÷⑧の割合をかけて得られる額を合計して当該犯罪被害者に対する高額療養費等の支給額を算出してください。

↓

(3)　付加給付が支給される場合には、様式４の⑨に、⑩÷⑪の割合をかけて得られる額を合計して当該犯罪被害者に対する付加給付の支給額を算出してください。

↓

(4)　犯罪被害者負担額は、(1)で得た額から(2)と(3)で得た額を差し引いて算出してください。

※１　療養費等が支給される場合には、様式３の④から⑤を差し引いて得た額を合計した額を(1)の額としてください。

※２　医療保険からの給付を受けることができない場合には、様式５の⑫（歴月で１月当たり上限月額（原則として80,100円ですが、当該療養のあった月以前の12月以内に、１月当たりの療養のそれぞれに現に要した費用の額を合算した額が80,100円を超える月（当該療養のあった月を除く。）が３月以上ある場合にあっては、当該療養のあった月の上限月額は、44,400円）を超える場合には、当該月の１月当たりの⑫は、上限月額となります。）を合計してください。

（注１）　介護保険法による給付は、医療系サービスと福祉系サービスに大別されます。本法による給付の対象となるのは、医療系サービスの部分（下記に列挙します。）に限定されます。したがって、介護保険による給付を受けた際に支払った利用料のうち、医療系サービスに該当するものに関する利用料のみを合計してください。通常、領収書はサービスの内容毎に利用料が記載されていますから、区別することができますが、不明な場合には、そのサービスを受けた事業者に確認してください。なお、対象期間中に受けたサービスの利用料に限定されます。

【介護保険法による医療系サービス】

〇訪問看護
〇訪問リハビリテーション
〇居宅療養管理指導
〇通所リハビリテーション
〇短期入所療養介護
〇定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。）
〇複合型サービス（上記の訪問看護から短期入所療養介護までのサービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）
〇介護予防訪問看護
〇介護予防訪問リハビリテーション
〇介護予防居宅療養管理指導

○介護予防通所リハビリテーション
○介護予防短期入所療養介護

（注２）　犯罪被害に遭い、搬送先の病院が保険医療機関でなかった場合など、やむを得ず保険診療を受けられないことがあります。その場合にも、本法による給付は保険診療による医療費の自己負担部分に限定されますので、自己負担額全額の給付金の支給を受けることはできません。ですから、保険者から療養費等（償還払い）の支給を受ける手続を取るようにしてください。

様式　１－１

傷病診断書

氏　　名		男 ・ 女
生年月日	年　　月　　日（　　歳）	
住　　所		
受傷日(※1)	年　　月　　日	
治ゆ日又は症状固定日及び現在の状態(※2)	年　　月　　日 現在の状態 治　ゆ 継　続 転　医 中　止 死　亡	
入院治療期間	自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日 （　　日間）	
傷病の状態	傷病名及びその症状の経過及び治療の内容を記入してください。 負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかったと認められる期間 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで	

上記のとおり診断します。

診断日　　年　　月　　日

作成日　　年　　月　　日

所　在　地

医療機関名

医 師 氏 名

※１　「受傷日」は発病した日を含みます。

※２　治ゆ日又は症状固定日における状態に○をつけ、受傷日から３年を経過して症状固定の見込みがない場合は、「継続」に○をつけてください。

（注）この傷病診断書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。
なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

様式　１－２

傷病診断書

氏　　名		男　・　女
生年月日	年　　月　　日　（　　歳）	
住　　所		
受傷日(※1)	年　　月　　日	
治ゆ日又は症状固定日及び現在の状態(※2)	年　　月　　日	現在の状態 治　ゆ 継　続 転　医 中　止 死　亡
治療期間	自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日 （　　日間、うち入院期間　　日間）	
病　　名	○　ＩＣＤ－１０　Ｆ＿＿・＿　　○　ＩＣＤ－１０　Ｆ＿＿・＿	
傷病の状態	Ⅰ　主な症状（該当するものの□を■にする。） □１被害の侵入的想起（フラッシュバック等）　□２被害を想起させる刺激の回避 □３離人感・疎隔感　□４感情の範囲の縮小　□５過覚醒（驚愕、過度の警戒心等） □６抑うつ気分　□７意欲低下　□８全般性不安　□９恐怖症 □10パニック発作　□11不眠　□12食欲低下 □13身体化症状（動悸、呼吸困難、消化器症状、慢性疼痛等） □14その他（　　） Ⅱ　治療と経過（傷病の発症原因（３日以上労務に服することができない事情がある場合には、その事情も含める。）） Ⅲ　生活・社会機能障害の程度（該当するものの□を■にする。） □１家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上（就労、学業等）困難がある。 □２家庭内での単純な日常生活はできるが、時に援助が必要である。 □３日常生活における身の回りのことにも多くの援助が必要である。 □４身の回りのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。 Ⅳ　療養のため勤労することができなかったと認められる期間 年　月　日から　　年　月　日まで	

上記のとおり診断します。

診断日　　年　　月　　日

作成日　　年　　月　　日

所　在　地

医療機関名

医 師 氏 名

※１　「受傷日」は発病（発症）した日を含みます。

※２　治ゆ日又は症状固定日における状態に○をつけ、受傷日から３年を経過して症状固定の見込みがない場合は、「継続」に○をつけてください。

（注）この傷病診断書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。
なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の様式は問いません。

様式　2

医療費領収書

（患者の氏名）

殿

1　保険診療費

保険給付額	患者負担額	合　　計
円 （　　円）	①　　円 （　③　　円）	円 （　　円）

入院時食事療養費標準負担額　　②　　円

内訳
1回当たりの
標準負担額　　円×食事回数　　回

2　診療年月日　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで　　日分

上記のとおり領収しました。

年　　月　　日

所　在　地
医療機関名
医 師 氏 名

※　①：保険診療についての保険給付額及び患者負担額
②：入院時に保険診療による食事療法を行った場合の患者負担額（標準負担額）
③：①の額から私病分の額を除いた額
を記載してください。

※　本領収書は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。保険外の医療費は含めないでください。

※　本領収書は、レセプト単位で、歴月毎に作成してください。ただし、負傷又は疾病から３年を経過するまでの間について作成してください。

※　薬剤費の一部負担金は、保険給付費の患者負担額の中に含めてください。

※　保険診療費欄の括弧書きには、患者が犯罪行為以外を原因とする負傷又は疾病（私病）についての治療を同時に受けた場合に、その私病分の医療費を除いた額を記入してください。

※　入院療養が負傷又は疾病から３年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の医療費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該３年内の入院日数の割合で按分計算してください。

（なお、上記の内容が分かるものであれば、領収書の様式は問いません。）

様式　３

保険者等の名称

療養費等支給状況調査票

犯罪被害者氏名

被保険者氏名

１　療養費等の支給の有無
　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に、犯罪被害者が受けた医療について療養費等の支給の有無
　ア　支給済み（支給手続中を含む）　　イ　支給なし

（以下、１でアに〇印を付けた場合に記入してください。）
２　療養費等の支給対象となった年月等について
　療養費等の支給対象となった年月（上記期間に限る。）、その額及びその算出内訳を記入してください。

該当月	支給額	療養費等算出内訳
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０

（14月目以降は継続用紙を使用）

※　本調査票は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。
※　１の期間は、負傷又は疾病から３年を経過するまでの間に限定してください。
※　入院療養が負傷又は疾病から３年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の療養費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該３年内の入院日数の割合で按分計算してください。

療養費等の支給がない場合は、この調査票への記入の必要はありません。

（次頁に継続用紙）

様式３　継続用紙

該当月	支給額	療養費等算出内訳
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０
年　　月	⑤　　円	(医療費)　④　　円×(支給率)　　／１０

様式　4

保険者等の名称

高額療養費等支給状況調査票

犯罪被害者氏名

被保険者氏名

1　高額療養費等

(1)　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に、犯罪被害者が受けた医療について高額療養費等の支給の有無

ア　支給要件を満たしている月がある。　　イ　支給要件を満たしていない。

（以下、(1)でアに〇印を付けた場合に記入してください。）

(2)　高額療養費等の支給対象となった年月等について

高額療養費等の支給対象となった年月（上記期間に限る。）、その額、高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算である場合はその額）及びそのうちの犯罪被害者に係る自己負担額を記入してください。

該当月	高額療養費等支給額	高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算であればその額）	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円

（14月目以降は継続用紙Ａを使用）

（次頁に継続用紙Ａ）

様式４　継続用紙Ａ

該当月	高額療養費等支給額	高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算であればその額）	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円
年　月	⑥　円	⑧　円	⑦　円

２　付加給付

(1)　上記期間に犯罪被害者が受けた医療について付加給付の支給の有無

ア　支給要件を満たしている月がある。　　イ　支給要件を満たしていない。

（以下、(1)でアに〇印を付けた場合に記入してください。）

(2)　付加給付の支給対象となった年月等について

上記期間において付加給付の支給はありますか。有りの場合には、付加給付を支給する年月、その額、付加給付額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算である場合はその額）及びそのうちの犯罪被害者に係る自己負担額を記入してください。

該当月	付加給付支給額	付加給付額算出のために対象となる自己負担額（世帯合算であればその額）	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円
年　　月	⑨　　円	⑪　　円	⑩　　円

（14月目以降は継続用紙Ｂを使用）

※　本調査票は、犯罪被害者等給付金の申請のために使用されるものです。

※　１の期間は、負傷又は疾病から３年を経過するまでの間に限定してください。

※　「高額療養費等」とは、医療保険における高額療養費と介護保険における高額介護サービス費等をいいます。

※　「高額療養費等額算出のために対象となる自己負担額」及び「付加給付額算出のために対象となる自己負担額」とは、高額療養費等又は付加給付の支給額算出に当たって考慮する自己負担額を記入してください。

※　付加給付が支給される場合には、付加給付の支給基準を定めた規約等の該当部分の写しを添付してください。

（次頁に継続用紙Ｂ）

様式４　継続用紙Ｂ

該当月	付加給付支給額	付加給付額算出のために対象となる自己負担額 （世帯合算であればその額）	うち犯罪被害者に係る自己負担額
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円
年　月	⑨　円	⑪　円	⑩　円

様式　５

医療費領収書

（患者の氏名）

殿

１　医療費

⑫　　円

２　診療年月日　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで　　日分

上記のとおり領収しました。

年　　月　　日

所　在　地

医療機関名

医 師 氏 名

※　本領収書は、医療保険を利用できない方が犯罪被害者等給付金の申請のために使用するものです。

※　本領収書は、歴月毎に作成してください。ただし、負傷又は疾病から３年を経過するまでの間について作成してください。

※　医療費は、医療保険が適用される範囲の医療に限定して、その医療に現に要した費用の額（医療保険の診療報酬の額に限定されません。）のみを記入するようにしてください。

※　医療費欄は、患者が犯罪行為以外を原因とする負傷又は疾病（私病）についての治療を同時に受けた場合には、その私病分の医療費を除いた額を記入してください。

※　入院療養が負傷又は疾病から３年を経過して引き続き行われ、最終月の入院療養分の医療費の正確な額を算出することが困難である場合には、最終月における当該３年内の入院日数の割合で按分計算してください。

（なお、上記の内容が分かるものであれば、領収書の様式は問いません。）

様式　6

勤労の状況に係る証明書

①犯罪被害者	氏　名（フリガナ）				
	生年月日　　年　　月　　日				
	住　所				
	職種・役職				
休業の状況	②負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかった期間 年　月　日　から　年　月　日				
	③②のうち従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日数　日 （内訳　全部休業日　日 部分休業日（※）　日）				
	④部分休業日及び当該日に得た額	部分休業日	得た収入額	部分休業日	得た収入額
		年　月　日	円	年　月　日	円
		年　月　日	円	年　月　日	円
		年　月　日	円	年　月　日	円
		年　月　日	円	年　月　日	円
		年　月　日	円	年　月　日	円
		年　月　日	円	年　月　日	円
		年　月　日	円	年　月　日	円

①の者については、②から④に記載したとおりであることを証明します。

年　月　日

所　在　地
電　　話
商号又は名称
代表者氏名

※　「部分休業日」とは、休業日のうち当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日をいいます。このような日がある場合には、③に日数を記入するとともに、④の欄に当該年月日及び当該部分休業日に犯罪被害者が得ていた収入の額を記入してください。

（注）この勤労の状況に係る証明書は、犯罪被害者等給付金の申請に使用するものです。なお、上記の内容が分かるものであれば、証明書の様式は問いません。